

# とっかわ

村民憲章

- 1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
- 1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

平成22年 No.589

7月 文月・ふみづき  
(July)

主な  
内容

新十津川町訪問 ..... P2~P5

議会だより・カメラスケッチ ..... P6~P12

児童扶養手当・お知らせ・国民年金 ..... P13~P16

国保だより・保健だより・人のうごき ..... P17~P19

むらづくりのキャッチフレーズ 「心身再生の郷」

# 新十津川町開町120年記念式典

## 120年の歴史と

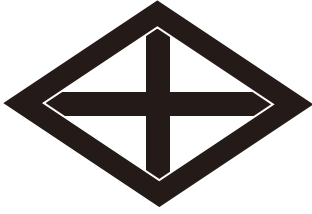
## 心と心でつながる村と町

新十津川町開町120年記念式典

北海道新十津川町が誕生して、今年で120年。これを記念して、6月20日(日)新十津川町総合健康福祉センターのゆめりあホールで記念式典が行われました。式典では、来賓として多田北海道副知事、窪田奈良県副知事などが、また植田新十津川町長や更谷十津川村長、両町村議会議員など関係者約350人が集まり、式典は厳かに執り行われました。

自主自立の道をとみに歩んでいく村と町、新十津川町誕生の前進となる先人たちの思いが今なおこの地で引き継がれていることが肌で感じ取れました。

○新十津川町の町章



趣意： 文久3年7月25日京都御所の御守衛にあたった十津川郷士に対し、朝廷からのお達しがあり、「御紋章付き〈菱十〉」の組旗を用いるようになった。それまで十津川郷士は、「⊕」の組旗を用いていたが、神武御東征のころから一貫して尽くしてきた朝廷への忠勤に対して、特にご沙汰書によりこの紋章の使用を許されたもので、十字の先端は剣を形どっているといわれる。

明治22年8月、未曾有の豪雨洪水に遭遇した十津川郷の被災者が、朔北の地北海道に新天地を求め、トック原野に新村建設以来、この由緒ある母郷の組旗を、新十津川の紋章として、広く愛用し受け継がれてきたところであり、これを新十津川町章として定めることが至当である。

(新十津川町の条例から)



十津川移民の海路

図1：移住ルート

式典の前に、新十津川神社と出雲大社で正式参拝を行い、菊水公園で開村記念碑に献花を捧げた後、あわせて記念植樹を行いました。

また、式典では、献花の後、町民代表による町民憲章朗唱があり、続いて多田北海道副知事が書簡を、窪田奈良県副知事が移住当時の告諭(5ページに掲載)を読み上げました。

植田新十津川町長が「明治23年6月20日に全員が入植を終え、十津川郷分村建設へと力強い開拓の鍬がこの大地に振りおろされたこの日を記念し、町民挙げて先人の労苦とその偉業に対し、感謝の念を捧げることは誠に有難く、意義深いものです。」と式辞を述べられ、更谷十津川村長が「入植以来、不屈の闘志と精神力で原野を切り開き、幾多の困難を乗り越え、そして先人たちの努力と、その意志を受け継ぎ、お互いに励ましあい町づくりを進めてこられました。町民の皆様の不断の努力に対して、改めて心から敬意を表します。」と祝辞を述べました。毎年、6月20日に行われてい

る開町記念式典。なぜ、6月20日が開町記念日なのかは、町長が述べられた式辞のとおりですが、新十津川町の条例でも次のように制定されています。

「新十津川町開町記念日に関する条例 (趣旨)」

第1条 開拓先人の労苦をしのび、その功績をたたえ、感謝し、郷土を愛する心を養い、よりよき新十津川町を築き上げる決意をあらたにするため、新十津川町開町記念日を定める。(記念日)  
第2条 新十津川町開町記念日は、6月20日とする。」

かつて、新十津川町誕生には、十津川村で起きた明治22年の大水害が大きく関係していることを、私たちは忘れてはいけません。



## 新十津川町民憲章

わたしたちのまちは、十津川郷からの団体移住によってひらかれ、たくましい開拓精神と団結の力できずかれた由緒ある町です。

わたしたちは、このまちの町民であることに誇りを持ち、たがいのしあわせと郷土の発展をねがい、ここに町民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、緑の美しいまちにしましょう
- 1 心とからだをきたえ、健康で明るいまちにしましょう
- 1 働くことに誇りを持ち、ゆたかなまちにしましょう
- 1 きまりをよく守り、住みよいまちにしましょう
- 1 未来に夢を持ち、子どものしあわせなまちにしましょう

## 新十津川町誕生の経緯

明治22年(1889年)8月18日〜20日、3日間降り続いた雨は、十津川郷(6力村:北十津川村・十津川花園村・中十津川村・西十津川村・東十津川村・南十津川村)に記録的な豪雨による大水害をもたらしました。この災害で、死者168人、流出・全壊家屋合計610戸、十津川郷全体の約70%に及ぶ農地が全壊または何らかの被害を受けたと記録に残っています。

ほとんど壊滅状態となった十津川郷。移住先に北海道を

選び、4回に分け延べ2,667人が移住しました(移住ルート:図1)。現在、世界遺産に登録されている熊野参詣道小辺路。この小辺路の伯母子峠(大字杉清)では、「これで故郷の見納め」と涙を惜しんで、村を去つたとも言われています。

一行は、十津川郷を出て神戸に、そこから汽船に乗船して小樽港に入港しました。小樽上陸後、小樽から汽車で札幌を通つて市来知(現三笠市)まで行き、そこから空知太(現滝川市)まで約50kmの道を徒歩で移動、石狩川対岸の樺戸郡徳富に入植し、新十津川村を誕

生させました。

今でも語り継がれている「ゆくも地獄、残るも地獄」と語られたその言葉から、旅立ちの日の心揺れ動く移住者の悲痛な想いが伺えます。

## 新十津川町との交流

移住に臨んで、第1回目(10月18日)の出発前に、各村長と村議員たちは、移住者代表たちと会議を開き、「北海道に移住して新しい村を造つても、十津川郷とは幾世代に亘つて、その因縁を保ち、由緒を相続する。また、先祖代々伝わる十津川郷の宝物、錦の御旗、詔(みことり)、由緒書き、等は将来に亘つてお互いの共有物とし十津川郷で保管する。」と確認し、誓い合つたと記されています。

今でも、青年団や小学校など各種団体が新十津川町と深く交流していますが、これはまさに先人たちが確認し、誓い合つたものが先祖代々引き継がれていることとなります。

私たちは、新十津川町との深い絆や交流があることを、幾世代にわたつても語り継いでいかなければなりません。



祝賀会で披露された武蔵踊り保存会の盆踊り



祝辞を述べる十津川村長

「昔より勤王で名高い十津川郷士、この行動をすばらしい」と評価

毎年6月20日に新十津川町開町記念式典で読まれている告諭書。  
明治22年10月に当時の税所奈良県知事が移住者にあてた言葉です。  
その、原文と訳文をご紹介します。

告諭

吉野郡十津川郷北海道移住者  
今ヤ諸氏カ墳墓ノ地ヲ去テ北  
海道ニ移ルハ今年八月 未曾有  
ノ災ニ罹リ一朝ニシテ家産ヲ失ヒ  
生活其方途ヲ得サルカ爲ニシテ  
心事ヲ察スレハ轉々痛悼ニ堪ヘサ  
ルモノアリ 然ト雖モ後圖ノ得失  
ヲ考ルニ其郷被害ノ状タル 水  
陸位ヲ易ヘ就産地ニ乏シク悉ク  
留テ郷土ニ衣食セントスルハ極メ  
テ難シ 仮令數十星霜ノ苦辛  
ヲ嘗メテ挽回ノ勞ヲ執ルモ到底  
充分ノ發達を見ルハ今日ニ於テ  
期スヘカラズ 然リ而テ北海道  
ハ地廣ク民未タ多カラズシテ陸  
物水産ニ富ミ加ルニ鐵道ノ布設  
速カラズシテ將ニ周ネカラント  
ス 如是利便ノ地ナレハ奮然此  
瘠土ヲ辭シテ彼ノ沃野ニ耕スハ  
洵トニ善後ノ良策ニシテ 他  
堂之二勝ルモノアランヤ况ヤ剛  
毅忍耐ニ長スル諸氏ニシテ千辛  
ニ堪ヘ萬苦ヲ忍ヘ八則今日ノ窮厄

ヲ轉シテ將來ノ幸福ヲ得ル  
断シテ疑ハサル所ナルニ於テオ  
ヤ 抑諸氏ハ古來勤王ヲ以テ  
聞ユル十津川郷ノ名族ニシテ北  
海道ハ我カ北門ノ鎖鑰ナリ  
今夫レ移住諸氏ニシテ彼ノ要  
地ニ團ヲ結フハ壹ニ自家經營  
ノ利アルノミナラズ大ニ國家ニ  
益スル所アルヲ信ス 實ニ其  
志ヤ嘉ニスヘク此行ヤ 賀スヘ  
キナリ 是故ニ政府特ニ其資  
ヲ與ヘ殊ニ畏クモ特旨ヲ以テ就  
産資金 貳千圓ノ恩賜ヲ辱ク  
ス 嗚呼聖恩ノ優渥ナル何ソ  
感戴ニ堪フヘケンヤ希クハ移居  
ノ後 須臾モ今日ヲ忘ルルコト  
ナク孜々其職ヲ勉メ黽勉其業  
ヲ勵ミ 下ハ諸氏カ揚武ノ名  
聲ヲ墜サス上ハ干城ノ本分ヲ  
盡シテ聖恩ニ答ヘ奉ランコト  
ヲ 諸氏其レ懋メヨヤ別ニ臨ミ  
特ニ之ヲ告ク  
明治二十二年十月  
奈良縣知事  
從三位勲二等子爵 税所 篤

原文

告諭

吉野郡十津川郷北海道移住者

今年8月の未曾有の豪雨で発生した災害で一夜にして家、畑等の財産を失い、先祖代々守ってきた墓があるこの地を去って、新たな生活を切り拓くために北海道へ移住することとなり、その心中は察するところがあります。

今回の災害は、何とも痛ましく堪えられない状況であつたでしょう。

また、被害状況を確認して将来のことを考えても川と山とが入れ替わったような被害の遭ったこの土地のあり様では、農地も狭く、今後、ここで生活を再起することは、非常に難しく、たとえ幾十年も苦勞して復興を行っても到底充分な發達を見込めることは、今の段階で期待する事ができません。

しかしながら、北海道は土地が広く、住民は多くはないが、農産が見込め、水産資源が豊富であり、加えて、今後鉄道敷設が進む地域です。このように今後、發達が見込める土地柄であるので瘠土を後にし、新天地北海道の沃野を耕すことは本当に最善の良策であり、他にこれ以上の案はないと思っています。

さらに剛毅であり忍耐に長けるあなた達ですからその辛さに堪えて幾多の苦難に耐え乗り越えることがで

きるでしょう。そして、今の苦しみから脱して幸福を得ることができるのは疑いのないところです。

そもそもあなた達は、昔より勤王で名高い十津川郷士であります。また、北海道は我が国の北方警備の重要な要所であります。今、その地へ移住をするあなた達が一団となつて開拓を行うことは、自分たちの生活の為だけでなく大いに国家の為になることであります。実にこの志、行動は大変すばらしいことであります。

そのようなことから今回、天皇陛下の特旨により就産資金として金二千円もの恩賜をいただけたのであります。天皇陛下の手厚い保護をいただけることに、感謝申し上げる次第であります。

移住後は、今回の移住の経緯を長く忘れることなく、仕事を熱心に勤め、仕事に精を出して励み あなた方が十津川郷士の名声を下げることなく、また、国家を守る武士のごとく尽くしていただき、政府の期待に応えていただくことを願っております。

あなたたちの今後に、困難があることや努力が必要なのは十分理解しておりますが、移住出発の別れであるが故に特にこれを申し上げます。

明治二十二年十月

奈良縣知事

從三位勲二等子爵 税所 篤

訳文

# 第2回定例会

# 議会だより

平成22年十津川村議会「第2回定例会」が6月14日、15日の2日間開かれ、一般会計の補正予算や辺地総合計画の制定、村条例の改正など、各議案について慎重に審議されました。

一般質問では、5名の議員が村政全般について質問を行いました。今回審議された内容は、次のとおりです。



移動通信用鉄塔施設(川津地区)

●繰越明許費繰越計算書について  
平成21年度内に事業が終わらないため、次の事業を平成22年度に繰り越したことを報告しました。

## (一般会計)

- ※移動通信用鉄塔整備事業 1億4,400万円
- ※携帯電話伝送路整備事業 1億8,369万円
- ※子ども手当システム導入委託 286万5千円
- ※美しい森林づくり基盤整備交付金工事 3,540万円
- ※林道測量設計委託 600万円
- ※県単林道改良、舗装工事 1,601万円
- ※条件不利森林公的整備緊急特別対策事業 1,144万円
- ※果無駐車場整備工事 550万円
- ※谷瀬駐車場整備工事 1,300万円
- ※谷瀬歩道工事 295万円
- ※谷瀬公衆便所整備工事 410万円
- ※村道開設、改良、舗装工事 7,560万円

※道路改良測量設計委託

- ※道路防災点検委託 1,320万円
- ※村道維持修繕工事 420万円
- ※落石防止工事 350万円
- ※土捨場整備工事 508万2千円
- ※上野地へりポート進入路整備工事 1,500万円
- ※消防ポンプ車購入事業 450万円
- ※全国瞬時警報システム整備事業 3,017万円
- ※救急車購入事業 1,100万円
- ※西川第二小学校耐震補強工事 4,238万3千円
- ※設計委託 400万円
- ※十津川第一小学校整備工事 1,565万円
- ※統合中学校敷地造成工事 9,998万6千円
- ※果無集落道開設工事 2,600万円
- ※林道災害復旧工事 1,350万円
- ※道路災害復旧工事 1,300万円
- ※河川災害復旧工事 1,000万円

## (十津川村国民健康保険)

### 診療所事業特別会計

- ※医師住宅整備事業 3,690万円

# 補正予算

## ●一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ1億805万6千円を追加し、総額63億4,905万6千円としました。

## ●十津川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

歳出予算の内訳の補正を行いました。

## ●十津川村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ1,517万2千円を追加し、総額2億1,983万6千円としました。

## ●十津川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ98万円を追加し、総額5億3,187万5千円としました。

# 条例

## ●十津川村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

これまでの議員定数12人を次の一般選挙から10人に削減するため、条例の

一部を改正しました。

## ●職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児や介護を行う職員に対する早出遅出勤務及び深夜勤務、時間外勤務の制限について条例の一部を改正しました。

## ●職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しました。

## ●十津川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

消防法の改正に伴い、村条例の一部を改正しました。

## ●十津川村心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

療育手帳の等級区分の一部が細分化されたことに伴い、十津川村心身障害者医療費助成条例の一部を改正しました。

## ●十津川村立学校設置条例の一部を改正する条例

平成24年4月から十津川中学校が開校するため、十津川村立学校の設置条例の一部を改正しました。

# その他

## ●財産の無償貸付について

財産の無償貸付を行うため、議会の議決を求めました。

※建物の所在地、種別、数量

吉野郡十津川村大字五百瀬95番地  
旧校舍 木造2階建1棟

屋内運動場 703平方メートル  
木造平家建1棟

教職員宿舍1号 195平方メートル  
木造平家建1棟

教職員宿舍3、4号木造2階建1棟  
55平方メートル

教職員宿舍5、6号木造2階建1棟  
120平方メートル

※貸付目的  
農山村交流体験受入施設として貸付

※貸付の相手方

神納川農山村交流体験協議会  
会長 阪口 泰行

## ●辺地对策事業総合整備計画について

上湯川地区及び大野地区に携帯電話の基地局を整備するため、辺地对策事業債を財源とする辺地对策事業総合整備計画の承認を議会に求めました。

## ●バスの購入について

バスの購入を行うため、議会の議決を求めました。

※車名 日野自動車(株)

リエッセ デラックス(29人乗り)  
※台数 1台

※購入予定価格 1,176万円  
※契約の相手方 奈良日野自動車(株)

## 永年在職議員の表彰



このたび、平岡利通議員が、15年の永年在職議員の表彰を受けられました。また、3月29日には県議長会会長表彰を受賞されました。平岡議員は長年、十津川村のためにご尽力されてきました。これからも、村のためにがんばってください。

# 一般質問

定例会の15日には、小山手議員、栗栖議員、古田議員、中嶋議員、玉置議員の5名が村政全般について一般質問を行いました。  
その内容の一部をお知らせします。

▼質問 耐震強度のない統合後の上野地小学校・二村小学校の校舎のうち、上野地小学校は五條土木事務所移転のため取り壊されますが、二村小学校やプレハブ校舎に移る西川第一小学校と平谷小学校の校舎はどのようにお考えなのか伺います。

▼答弁 上野地小学校は、五條土木事務所第二課の移転用地に利用されるため、取り壊しすることになっていきます。また、二村小学校も耐震検査の結果、補強しても使えませんが、いずれは取り壊さなければいけないと考えていますが、今のところ取り壊しの時期などは、未定です。

また、南部の平谷小学校・西川第一小学校も耐震検査では、補強しても使えないという診断結果でしたので、現在、プレハブ校舎を建てているところです。いずれは、両校舎とも取り壊していかねばいけないと考えますが、南部の3小学校については、統合に向けての話し合いを進めていくというこ

とが先決です。取り壊しの時期などは、そのあたりも配慮しながら考えていきます。

▼質問 十津川観光開発(株)の今後の経営および経営改善計画について伺います。

▼答弁 十津川観光開発の「昂の郷事業」は、雇用機会の増加や地元産品の活用など地域への直接的貢献に加え、多くの村民の公益的機能、高い公共性を持つ事業で、村としても存続していくという基本姿勢です。

昂の郷の過去の年間入り込み客数の平均は、年間約5%ずつ減少していますが、宿泊人員を経営努力で現状の1万2千人を確保することを前提に経営改善計画を作成しました。改善計画の要因として、次の大きな3点を掲げ計画を立てました。

一つめは、食材の原価率や人件費率を十分に見直し増収を見込みます。二つめは、維持修繕費の約5百万円

を今後、ホテル側で設備投資をし、お客様のニーズに瞬時に対応して、施設の魅力アップを目指していきます。

三つめは、ホテルの魅力の根幹をなす料理や従業員のおもてなしの心を従業員約50名が一丸となって研修していきます。

このためには、ホテル経営を圧迫している村への1千7百万円の施設使用料を5年間、猶予していただきたいと考えます。経営診断の結果では、全国的にホテル昂のような第三セクターの会社ほとんどが施設使用料を免除されているのが現状です。施設使用料を猶予していた場合、5年間は税法上の優遇措置を活かし、今までの累積した債務の対象に充たさせ、ホテル昂の体質改善を図りたい。税の優遇措置が終わり次第、節税という観点からその黒字幅を施設使用料として村に支払うことを考えています。

このためには、ホテル昂の設立意義や村に与えるその影響度を考え、検討が必要と考えています。

▼質問 村で空き家調査を行ったと聞かれますが、今後の対策について伺います。

▼答弁 今年1月に空き家調査を行い、22大字から104件、うち20件が

借家可能または売却希望、残りの84件は不明という結果を得ました。今回は総代さんへの聞き取り調査でしたが、今年度は回答のあった空き家の実地調査や持ち主に直接照会するなど、より詳しい状況を調査していきます。

今回の調査は、IターンやUターンの受入施設、また田舎暮らしを希望する方への情報提供で、定住人口を増やすことが目的です。村にお墓があるため、盆や正月に帰ってきても住むところがないから貸せないという話がありますが、地域の支え合いには、定住人口を増やす必要があります。そのためには、働く場所や空き家の活用を一体に考えていく必要があると考えています。

▼質問 五條消防への消防業務委託について、業務運用開始時期が早まること聞きましたが、その理由をお伺いします。また、職員の採用時期や人数、十津川分署の整備時期と建設候補地域についても伺います。

▼答弁 五條消防へ消防業務を委託する最大の要因は、救急救命士による救急業務対応です。そのことが村民の安心安全を確保するとともに、村が切望している県派遣の診療所医師2名体制を確保することが可能となります。第1段階として、大塔分署を拡充し



た村北部の業務運用開始が平成23年4月1日、十津川分署を整備した第2段階の全地域の業務運用開始が平成25年1月1日を予定していましたが、村民の安心安全を確保することと、県派遣医師の2名確保をできるだけ早く実現するため、五條市に早期の業務運用をお願いしたい旨の要望書を松實議長と共に提出しました。

結果、運用開始時期が、第1段階は、早ければ今年12月1日に大塔分署を核とした村北部(中野村、神納川、二村)で消防救急体制の対応が行われることとなります。また、第2段階は、十津川分署に勤務する職員の業務対応になりますが、早ければ平成24年の1月ごろの業務開始となります。当初、来年4月に8名、平成24年4月に8名、計16名の消防職員を採用する予定でしたが、これにより平成23年度に16名をすべて採用しなければいけません。ただ、この業務開始については、十津川分署の整備が終わっていることが前提となります。

十津川分署の建設候補地は、現在調査中ですが、平成24年1月に業務を開始することになれば、それまでに十津川分署の整備をしておく必要があります。それより先に村北部の二村区まで大塔分署で対応しますので、あとの南部四区を中心地域で、この分署がで

きる事が最適であると考えています。候補地が決まり次第、9月議会で施設の設計業務の補正をお願いしたいと考えています。

▼質問 南部3小学校の統合について、保護者や地元との協議の今後の予定をお伺いします。

▼答弁 南部3小学校の統合は、あくまでも3つの小学校の統合という方向を大事にしながら、平成24年の中学校が統合するまでに、どこにするのかという結論を出していくと議会で約束しています。

今から、十分時間を取りながら、まず児童の保護者と、次に未就学のお子さまをお持ちの保護者と話を進めていきます。また、地域のみなさま方も話し合いを進めていきたいと考えています。その話し合いの場では、3校区の関係者が一つのテーブルについてお互いに意見を交わし合いながら、理想的な学校づくりを知恵を出していただきたいと考えています。

いずれにしても、学校統合推進特別委員会のみなさま方の指導をいただきながら進めていきたいと考えています。また、学校づくりは地域のための大きな事業だと思えます。この歴史と文化のある、自然を生かしたさすが十津川

だな、という学校づくりをみなさまと知恵を集めて進めていきたいと考えています。

あまり時間をかけていると子どもたちがどんどん成長していくことをいつも頭においています。少し時間がかかっていますが、自分の子どもを合わせたい学校をつくっていく、そんなニーズも大事にする取り組みをしながら進めていきたいと考えています。

▼質問 学校や高森の郷の給食に十津川産の米などを使用できないかお伺いします。

▼答弁 十津川村の米の生産農家は約100戸、平均作付面積は13アールと小規模で、自家消費用として多品種の米を生産しています。基本的に、自家消費用として米を生産しているため、品質や規格が統一できないこと、出荷や販売を調整する組織がないことが地産地消を行う上での課題となっています。

学校給食では、奈良県の学校給食会を通じて、年間5,500キロの米を安定的に届けてもらう体制をとっています。地元の米を学校給食に使うことで、児童生徒だけでなく生産する農家の方も喜んでいただき、それが子どもたちへの良い教育にもなります。地元米の使用するためには、安定的に供給

できる体制をどう作るかといった多くの課題がありますが、いろいろな知恵を出して考えていきたいと思えます。

▼質問 鳥獣害対策についてお伺いします。

▼答弁 助成制度として、村民に対する防除施設への補助と駆除員が捕獲した鳥獣に対する捕獲奨励金、駆除員への出動手当を助成しています。

防除施設については、電気柵の効果が高く、今後も推奨していきたいと考えています。また、今年度は、有害鳥獣駆除連絡協議会によるサル追い犬の育成モデル事業を予定しています。

現在、鹿の被害が一番大きく、奈良県の計画によると十津川村で年間1,872頭の鹿を捕獲すると、適正な頭数になると計画されています。

狩猟者も高齢化が進み、平成21年度の狩猟者登録数は113名で、65歳以上の方が63名です。登録者を捕獲方法別に分けると、銃猟が81名、わな猟のみが32名です。

鳥獣害は全国的にも取り上げられるぐらい重大な課題となっていますので、できる限り予算を投入し、捕獲に関する規制を緩めるように働きかけ、地域の人たちが自分たちで守るという仕組みを作っていく必要があると思えます。

5/下旬

## 村の魅力を作品に

### 染めと編みのアート展

5月22日(土)から31日(月)にかけて、道の駅十津川郷地下1階のむかし館で「染めと編みのアート展」が開かれました。

このアート展には、村の草木を染料にして、染めに取り組んでいる野地圭美さん(大字込之上)と、ニット作家の飯田淳子さん(大字大野)が、「昔をしのぶ今の手仕事」をテーマにした染め物と編み物の作品を展示しました。

村外から訪れた人も多く、古くて新しい手仕事の作品を、楽しんで見学されていました。



5/30

## 元気あるにぎやかな声 第33回子ども会大会

村内の各子ども会から約190人の子どもたちが湯之原の体育文化センターに集まり、第33回子ども会大会が行われました。

選手宣誓では、平谷小学校の中泉光稀くんと藤村真子さんが、「みんなで楽しく最後までプレイします。」と宣誓し、赤、青、黄、白の4チームに分かれ、ユニークな競技で競い合っていました。

日ごろ顔を合わさない子どもたちも、競技後半には打ち解け合い、和気あいあいと一日を過ごしました。この日、体育文化センターには元気あるにぎやかな声が響き渡っていました。



6/5

## 心も鏡もピツカピカ

### 青年団カーブミラー磨き

6月5日(土)、青年団が那知合から平谷までの道沿いにあるカーブミラーを磨きました。このカーブミラー磨きは、カーブミラーをきれいにすること以外にも村のことを知るといいう目的もあり、毎年どの道をきれいにするか、青年団で決めて行っています。

この日は、青年団員11人が参加し、軽トラックの荷台やはしごを使い、道沿いのカーブミラーや標識など約50個を磨きました。青年団員の中路さんは、「磨いたカーブミラーで、みなさんに安全に気持ちよく走ってもらえると嬉しいです。」と感想を述べていました。



カメラスケッチ

6/7

## アユを釣るって むずかしい アユ釣り教室

6月7日(月)、出谷の川原でアユ釣り教室が行われました。

このアユ釣り教室は、総合学習の一環として行われ、西川第二小学校の生徒と出谷幼児教室の幼児が、伝統漁法アユの友釣りを体験しました。地元の方の指導を受けて、少しずつ上達していく子どもたち。一人で5匹釣った子どももいました。

釣ったアユは川原で焼いて、みんなで食べました。苦勞して自分で釣ったアユは、いつも食べるアユとは違って、より一層おいしく感じたことでしょう。



西川第一小学校運動会



平谷小学校運動会



6/6-13

## 思い出残る グラウンドで

### 西川第一・平谷小学校運動会

6月6日(日)に西川第一小学校で、13日(日)に平谷小学校で春季大運動会が行われました。耐震の関係で校舎が移るため、このグラウンドで行われる運動会も今回で最後になりました。あつという間に時間が過ぎていく中、参加したみなさんは昔を思い出しながら、工夫を凝らしたいろいろなプログラムに参加していました。13日は、あいにくの雨模様となりましたが、参加したみなさんは、思い出が残る校舎、グラウンドへの別れを惜しみ、大いに盛り上がり、最後の運動会に華を添えました。

6/7

## 村をアピール マスコットキャラクター 郷土くん着ぐるみお披露目

6月7日(月)、奈良県庁で行われた源泉かけ流し全国温泉サミットの記者発表で、村のマスコットキャラクター「郷土くん」の着ぐるみが初お披露目されました。

このマスコットキャラクター「郷土くん」は、大字平谷出身の上平 卓さんに原案を考えてもらい、心身再生の郷づくり実行委員会(委員長 田花敏郎)で決定しました。

「郷土くん」は、十津川郷土をイメージして作られ、着ぐるみは全長190センチ、村を広くアピールするために、親しみやすいキャラクターにしました。

すでに村内外でのイベント参加が多数予定されています。郷土くんの今後の活躍にご期待ください。



6/12・13

## 世界遺産を

## より身近に

### 小辺路リレーウォーク

6月12日(土)、13日(日)に「語り部と歩く 熊野古道小辺路 リレーウォーク」が行われ、24名が参加されました。

前回(5月8日、9日)の続きで、初日は、大字五百瀬の三浦口を午前11時にスタートし、吉村家の屋敷跡や出店跡を通り、午後4時30分頃に大字西中の矢倉集落へ。翌日は、雨天の中、昂の郷を午前7時に出発し、果無集落を通り、本宮大社に到着しました。

前日も今回も参加され、全ての行程を踏破された方には、小辺路広域実行委員会から完歩賞が贈られました。参加された方は、「世界遺産の古道や大自然に親しめた。」と喜んでいました。



6/14

## 隠岐の島町と交流を深める 中沼了三顕彰会との記念植樹

6月14日(月)、島根県隠岐の島町の「中沼了三顕彰会」の3名が十津川高校を訪れ、十津川高校の同窓会員や生徒、職員31名と共に桜とサカキの苗木を記念植樹しました。

十津川高校の前身「文武館」が隠岐の島町出身の中沼了三氏により開館されたことから、十津川高校が平成17年から毎年、修学旅行で隠岐の島町を訪れたり、昨年度は同窓会員17名が隠岐の島町を訪れたりして、ナギの苗木を植樹するなど、交流を深めています。

今回は、島根県の天然記念物に指定されている「世間桜(よのなかざくら)」を実生から育てた苗木と隠岐の島町に自生するサカキの苗木を十津川高校創立150周年に向けて、記念植樹しました。



6/15

## 新しい友達と一緒に

### 出谷幼児教室の交流保育

6月15日(火)、出谷幼児教室の幼児がみどり保育所を訪れ、みどり保育所の園児と交流しました。

午前中は、「カプラ」という遊具を使って、また午後からは、バルーンアートをして楽しく遊びました。「カプラ」とは、同じ大きさ、形をした細長い白木の板で、これを組み合わせることによっていろいろな作り出せるという、想像力を豊かにするフランス生まれの遊具です。

最初は緊張していた子どもたちもみんなと遊ぶうちに徐々に打ち解け、みんな仲良く交流することができました。



カメラスケッチ

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当を受け取るためには、11月30日までに忘れずに福祉事務所へ申請(認定請求)手続きをしてください。(手続きが遅れると、申請の翌月からの支給になります。)



### 児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父または母と生計をともしない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に貢献し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

### 父子家庭の支給要件は？

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもで、父がその子どもを監護し、かつ、生計をともししている場合に支給されます。

### 手当額(月額)は？

受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻にやらないで懐胎した子どもなど)

# 8月1日から、父子家庭のみなさんにも児童扶養手当が支給されます!

(8月～11月分の手当の支給は、12月となります。)

- 児童1人の場合  
全部支給 41,720円  
一部支給 9,850円～41,710円
- 児童2人以上の加算額  
2人目 5,000円  
3人目以降1人につき 3,000円

### 父子家庭の方が児童扶養手当を受け取るためには？

児童扶養手当を受け取るためには、申請が必要です。申請の時期については次のとおりです。

●すでに父子家庭としての支給要件に該当している方は、8月1日より前でも申請ができます。(申請受付開始日については、福祉事務所にご確認ください。)

●11月30日までに申請いただくと、次の取り扱いとなります。

・7月31日までに支給要件に該当している方↓11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。

・8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方↓11月30日までに申請をすれば、

「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※8月～11月分が支給されるのは12月です。

●11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、福祉事務所に早めにお問い合わせの上、11月30日までに手続きをしてください。

### 申請手続きに必要なものは？

申請には、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本(抄本)や住民票が必要です。

### ■お問い合わせ

福祉事務所  
電話 0746-62-0902





### ★日曜診療当直医★

	7月			8月		
	11	18	25	1	8	15
上野地診療所				●		
小原診療所	●		●		●	●
中川医院		●				

※診療時間は午前9時30分から午後4時30分です。  
※変更となる場合がありますので、前日の無線放送を聞いてください。

## Information

インフォメーション

- 役場 ☎62-0001(代表)
- 役場IP電話 ☎050-5004-6720
- ☎050-5004-6721
- ☎050-5004-6722
- 総務課 ☎62-0001
- 議会事務局 ☎62-0002
- 教育委員会 ☎62-0003
- 村づくり推進課 ☎62-0004
- 農林課 ☎62-0005
- 住民課 ☎62-0900
- ☎62-0901
- ☎62-0902
- ☎62-0903
- ☎62-0904
- ☎62-0905
- ☎62-0906
- ☎62-0907
- 生活環境課 ☎62-0907
- 教育委員会 ☎62-0067
- 衛生センター ☎63-0391
- し尿処理場 ☎63-0291
- 小原診療所 ☎63-0040
- 上野地診療所 ☎68-0207
- 森林館(古ノ野) ☎62-0567
- 道の駅十津川郷 ☎63-0003
- 観光協会 ☎63-0200
- 泉湯 ☎62-0090
- 滝の湯 ☎62-0400
- 庵の湯 ☎64-1100
- 歴史民俗資料館 ☎62-0137
- 体育文化センター ☎63-0067
- 温泉プール ☎64-0762
- 社会福祉協議会 ☎64-0666
- 十津川警察署 ☎63-0110
- 五條土木上野地 ☎68-0336
- 高森の郷 ☎64-1600
- 北部保健センター ☎68-0017
- 森林組合 ☎64-0301
- 商工会 ☎62-0132

### 子ども演芸大会の参加者を募集

8月21日(土)、昴の郷多目的広場で第12回ふれあい物語を行います。その中で、子どもたちが日ごろ練習している歌や踊り、演奏などを発表する「子ども演芸大会」を行います。参加を希望される方は、村づくり推進課までお申し込みください。親子、子どもを含めたグループ、大人の方だけでも参加できます。

#### ▼申込方法

申込用紙に団体名、住所、氏名、演目などを記入の上、FAXでお申し込みください。

#### ▼申込期間

8月11日(水)まで  
※申込者が多数の場合は、子どもを含めたグループを優先して選んだ後、抽選となりますのでご了承ください。

#### ▼申込先およびお問い合わせ

村づくり推進課

☎ 0746(62)0004

FAX 0746(62)0210

### 第30回十津川村文化祭の参加者を募集

11月1日(月)から3日(水)にかけて、湯之原の体育文化センターで行う第30回十津川村文化祭への参加団体を募集します。

#### ▼申込方法

はがき、またはFAXにて参加団体名、代表者名、連絡先、参加部門(舞台、展示、バザー)を記入の上、お申し込みください。

#### ▼申込期間 (期間厳守)

8月31日(火)まで  
申込先およびお問い合わせ  
〒637-1333

十津川村小原225-1

十津川村教育委員会事務局内

文化祭実行委員会

☎ 0746(62)0067

FAX 0746(62)0522

※第30回十津川村文化祭のテーマが『観る十津川 文化の村』に決定しました。応募ありがとうございます。

### 自衛官候補生を募集!

自衛隊では、自衛官候補生を募集します。詳しい内容は、自衛隊五條地域事務所までお問い合わせください。

#### ▼受験資格

18歳以上27歳未満の者

#### ▼受付期間

8月1日(日)～9月10日(金)

#### ▼試験日時

9月15日(水)～26日(日)の間で1日

#### ▼合格発表

試験終了後、後日通知します。

#### ▼入隊

平成23年3月下旬～4月上旬

#### ▼任期

一任期 陸:2年 海:空:3年  
(教育期間3カ月を含む)

二任期目以降は、2年で一任期

#### ▼お問い合わせ

自衛隊五條地域事務所

☎ 0747(22)3789

## 弁護士過疎地一斉法律相談

10月6日(水)に、弁護士による無料法律相談を行います。無料法律相談を希望される方は、7月30日(金)までに総務課までご連絡ください。

なお、実施場所は法律相談を希望する奈良県の市町村の中から、抽選で決定されますので、決定次第、相談希望者に通知します。相談時間は、午後1時から午後4時までで、1人30分程度です。

総務課 ☎0746-62-0001

## 税関で保管している 通貨・証券類の返還請求

終戦当時に外地から引き揚げてきた方が、上陸地の税関や海運局などに預けた通貨や証券などを大阪税関で保管し、本人や家族の方にお返ししています。

### ▼保管している通貨・証券類

大阪税関の保管する通貨・証券類は、舞鶴港及び田辺港に引き揚げてきた方から預かったものです。

### ○通貨

旧日本銀行券、朝鮮銀行券、台湾銀行券、満州中央銀行券など

### ○証券類

支那事変国債、大東亜戦争国債、郵便貯金通帳、定期預金通帳など

### ▼返還に関する照会先

大阪税関監視部総括部門または最寄りの税関支署・支署出張所

### ▼受付時間

午前9時～午後5時  
(土日、祝日、年末年始を除く)

### ▼お問い合わせ

大阪税関 監視部 取締総括部門  
〒552-0022

大阪市港区海岸通2-1-4

☎06(6576)3115

### ▼ホームページアドレス

<http://www.customs.go.jp/osaka/>  
※本人だけでなく、家族の方も問い合わせや返還請求することができます。

## 「十津川中学校」 校章デザイン募集

十津川村の4つの中学校(上野地、小原、折立、西川)が、平成24年4月に統合して『十津川中学校』となり、新たにスタートします。

現在、中学校統合準備委員会を設置して、開校に向けてのいろいろな事項について取組を進めています。そのひとつとして、新しい中学校の校章デザインを募集しています。

### ▼応募対象

どなたでも応募できます。

### ▼応募期間

9月30日(木)まで

(郵送の場合は、当日消印有効)

### ▼応募用紙

○応募用紙は、白地のA4用紙を横向きに使用し、中央に校章を描いてください。必ず色鉛筆などで色を塗ってください。

○応募用紙の裏面に「デザインの説明(意味、何をもとにして描いたかなど)、住所、氏名、年齢、電話番号」を記載してください。

○1人何点でも応募できます。

### ▼応募先

〒637-1333

十津川村小原225-1

十津川村教育委員会事務局

学校統合推進室

### ▼応募方法

郵送または持参

### ▼デザインの決定時期

11月末予定

### ▼表彰

- ・最優秀作品 1点
- ・優秀作品 2点

記念品を贈り表彰します。

### ▼お問い合わせ

十津川村教育委員会事務局

学校統合推進室

☎0746(62)0003

みなさんからのご応募をお待ちしています。

## NHK奈良放送局から 中継局廃止のお知らせ

NHK奈良放送局では、村民のみなさんにテレビ放送を見ていただくため、村内に4局のテレビ中継局を設置し、テレビ電波をお届けしてきました。現在、村内のほとんどの方がケーブルテレビでテレビ放送を視聴しており、テレビ電波を受信している方がいないことから、これらのテレビ中継局を8月23日に廃止します。

なお、ケーブルテレビでテレビ放送を見ていただいている方への影響はありません。

▼廃止する中継局：上野地、小原、折立、平谷

### ▼お問い合わせ

NHK奈良放送局技術部

☎0742(27)5909

### ▼受付時間

午前10時～午後6時  
(土日、祝日を除く)

※小原局のFM放送は  
継続します。



## 奈良県子育て家庭サポートセンター 子育て電話相談

～ひとりで悩まないで、お気軽にお電話を～

育児、しつけ、発達など子どもの相談や親自身の相談に応じます。

また、県内の相談機関のネットワークを活かして専門の相談機関を紹介します。

▼電話番号：0744(21)4154

▼受付時間：月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～午後5時



# 障害基礎年金、遺族基礎年金とは？

## ご存知ですか、国民年金には障害基礎年金と遺族基礎年金があります



### ■障害基礎年金

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中、あるいは60歳以上65歳未満が一定の障害の状態になったときに支給されます。年金額は、障害の程度で違い、一級のとかが99万1000円、それより軽い程度の二級のときが79万2,100円です。また、障害基礎年金には子どもの加算額があり、その額は、2人目までは1人につき年間22万7,900円、3人目から一人につき7万5,900円です。

### ■遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くな

国民年金からは、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

った方に生計を維持されていた子どものいる妻または子どもに支給されます。子どもが1人いる妻の場合は102万円、両親がいないうちの子どもの場合は79万2,100円の年金額が支給されます。また、子どもが2人以上のときには、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

### ■年金受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金を受けするためには、初診日等のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、3分の2以上の期間が保険料を納めた期間、または保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件(3分の2要件)」を満たす必要があります。

※「国民年金に加入しなければならぬ期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金等から老齢年金を受けている期間は除かれます。

※厚生年金の加入期間や、第三号被保険者の期間は、「保険料を納めた期間」とされます。

また、「3分の2要件」を満たせなくとも、平成28年3月までに65歳未満で初診日等がある場合、初診日等のある月の前々月までの1年間の全ての期間が保険料を納めた期間、または保険料を免除された期間であればよいことになっています。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給さ

れますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要があります。

保険料納付要件を満たしているか確認したい方や国民年金の詳細を知りたい方は、住民課保険年金係または年金事務所にお問い合わせください。

### ■厚生年金の加入者は

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。

※このページ中の、  
・年金額は、平成22年度の年額。  
・子どもとは、生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子ども、または20歳未満で一級・二級の障害の状態にある子ども。  
・初診日等とは、障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日。  
を意味します。

### ▼お問い合わせ

大和高田年金事務所

☎0745(22)3531

住民課保険年金係

☎0746(62)0001

直通0746(62)0900



# 受給者証など更新

# のお知らせ

後期高齢者医療被保険者証  
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証  
高齢受給者証、限度額適用認定証  
限度額適用・標準負担額減額認定証  
福祉医療費助成事業

## 後期高齢者医療被保険者証

- 【対象】** ・75歳以上の方  
・一定の障害のある65歳以上の方
- 【手続】** 不要
- 【証の切替】**  
7月下旬に、特定記録郵便で交付します。

## 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

- 【対象】** 入院または入院を予定している方
- 【手続】**  
印鑑をご持参のうえ、住民課へ申請してください。  
(所得区分により非該当の場合もあります。)

## 国民健康保険高齢受給者証

- 【対象】** 70歳～74歳の方  
(一定の障害のある方を除く)
- 【手続】** 不要
- 【証の切替】** 7月下旬に交付します。  
※社会保険(日雇保険を除く)の方は、社会保険  
事務所・健康保険組合などから交付されます。

## 国民健康保険限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証

- 【対象】** 入院または入院を予定している方
- 【手続】**  
印鑑をご持参のうえ、住民課へ申請してください。  
社会保険の方は、各事業所へ申請してください。  
(所得区分により非該当の場合もあります。)

## 福祉医療費助成事業

- 【対象】**
- ・老人  
老人医療費助成事業は7月31日をもって制度が  
廃止されます。
  - ・乳幼児  
就学前の乳幼児を養育している方
  - ・心身障害者  
身障手帳1級、2級もしくは療育手帳Aもしくは  
A1およびA2を持っている方
  - ・母子(父子)家庭  
母子(父子)家庭の母(父)と18歳未満の児童
  - ・重度心身障害老人等
    - ①心身障害者医療費助成事業に該当する  
65歳以上の方
    - ②母子(父子)医療費助成事業に該当する  
75歳以上の方

- 【手続】**  
既に対象となる見込みの方には申請書を郵送して  
いますので、期日までに住民課へ申請してください。  
申請がない場合、医療費の助成は受けられません  
ので、ご注意ください。

- 【医療証の切替】**  
7月下旬に交付します。  
(重度心身障害老人等及び一部乳幼児を除く)

今月は、国保税第**2**期の納期です。

納期限は、**7月31日**です。忘れず納めましょう！

**【お問い合わせ】**

国保の税に関することは・・・  
国保の医療に関することは・・・

財政課 ☎0746(62)0903  
住民課 ☎0746(62)0900

# 熱中症にならないために

## 1. 体調を整える

睡眠不足や風邪気味など、体調が悪いときは暑い日中の外出や運動は控えましょう。体力が低下しているときは、熱中症にもなりやすくなります。



## 2. 服装に注意

涼しい格好(通気性の良い服装)で、外出時には帽子や日傘を使用して皮膚に直射日光をあたりにくくすると、体温の上昇を抑えられます。

## 3. こまめに水分補給

「のどが乾いた」と感じたときは、すでにながりの水分不足になっていることが多いものです。定期的に少しずつ水分を補給しましょう。特にスポーツドリンクなどは、浸透圧の関係で、より予防効果があがります。

ビールなどのアルコールは利尿作用(おしっこがでやすくなる)により、水分が奪われやすくなります。好きな方は、2杯目からにすることをすすめます。1杯目はお茶やスポーツ飲料を飲んで体を冷やしましょう。



## 4. 年齢も考慮して

発育途中の子どもや高齢者は熱中症にかかりやすいため、本人だけでなく、保護者や家族もいっしょに、予防を心がけましょう。

7月から9月にかけては、熱中症の発生しやすい時期となります。

熱中症は、農作業などの野外での作業中、スポーツ中にだけ起こるわけではありません。屋内でも、温度、湿度が高い場合には発症することがあります。特に、乳幼児や高齢者は熱中症にかかりやすい傾向がありますので、しっかりと予防をして元気に夏を過ごしましょう！

## 熱中症とは？

熱中症は、身体の中と外の

「あつや」によって引き起

こされる様々な体の不調です。体温が上がりすぎ、自分で体温調節のできる限界を超えかけた、もしくは超えた状態を意味します。怖い病気ですが、少しの心がけて減らすことができます。

熱中症になったときはどんな症状が出るか？

- ① 立ちくらみ、めまい、吐き気がする
- ② こむら返りがおこる
- ③ 体がぐったりして力が入らない
- ④ 大量の汗が出る
- ⑤ スキンズキンする頭痛

熱中症を疑ったときは？

- ① 涼しい日陰やクーラーの効いた室内などへ移動する
- ② 衣類をゆるめて休む
- ③ 身体を冷やす(氷や冷たい水でぬらしたタオルを手足に当てる)
- ④ 水分を補給する(スポーツドリンクなどを少しずつ何回にも分けて補給する)
- ⑤ 医療機関へ運ぶ

## 回復しても病院へ

熱中症になったら、回復したつもりでも、体内に影響が残っていたり、再発のおそれもあります。回復した後でも必ず病院で診てもらいましょう。そして、しばらくの間は身体をいたわる生活をしましょう。

# 人のうごき

(敬称略)

## おめでた

丸谷 理人(りひと) 男 6月14日  
父:眞史 母:真希 (折立)

## ご結婚

柏木 裕人(奈良市) 尾中さとみ(武蔵)  
杉本 正秀(折立) 井戸利永子(折立)

## おくやみ

久保 忠敏 93歳 6月2日(高津)  
中谷 成光 78歳 6月14日(小原)  
中 ちよ 105歳 6月15日(上葛川)  
前岡 英明 83歳 6月16日(迫西川)  
山本 七郎 87歳 6月19日(平谷)  
森田 之良 62歳 6月19日(沼田原)  
下野 富夫 75歳 6月20日(小原)  
植田 直興 92歳 6月22日(三浦)  
中畑加壽代 90歳 6月23日(川津)  
杉坂 清忠 85歳 6月27日(重里)

## 善意銀行

(敬称略)

松木平 博子

# お誕生日おめでとう!



りおん  
温井 涼音ちゃん(大野)  
(6月30日生まれ・満1歳)

いつも元気いっぱいのにーくん!  
いたすらもほどほどに・・・ネ。

父・・・潤也 母・・・弥生

# 奈良県警察官A・B採用試験

- ▼第1次試験(教養・論文) 9月19日(日)
- ▼体力試験・口述試験 10月16日(土)、17日(日)、23日(土)、24日(日)  
のうち指定する1日
- ▼受付期間 〈郵送・持参〉 8月20日(金)まで  
〈インターネット〉 8月16日(月)まで
- ▼受験資格  
〈警察官A〉昭和56年4月2日以降に生まれた人で4年生大学を卒業した人  
または平成23年3月末日までに4年生大学を卒業見込みの人  
〈警察官B〉昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で警察官A以外の人
- ▼申込方法 **奈良県警察本部警務課採用係**まで、申込書を郵送もしくは持参または  
インターネット(<http://www.police.pref.nara.jp/>)により申し込んでください。  
※受験申込書は、五條警察署十津川警察庁舎、各駐在所などで交付しています。
- ▼お問い合わせ **五條警察署 十津川警察庁舎 ☎0746-63-0110**  
**奈良県警察本部 警務課 ☎0120-351-204**



金融庁・消費者庁からのお知らせです

# 貸金業法が 大きく変わります!

平成22年6月18日に改正法が施行され、

- 借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、  
新規の借入れができなくなります。

**借入れや返済のお悩みは、お早めに相談を!**

相談窓口の連絡先は、以下の電話番号でご案内します。

- 金融庁 金融サービス利用者相談室 03-5251-6811
- 消費生活相談窓口 消費者ホットライン 0570-064-370

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。[www.fsa.go.jp/](http://www.fsa.go.jp/)

今月の表紙

子ども会大会の綱引き

## あとかき

▶梅雨の季節になり、少し強い雨が降ると、「国道425号線滝分岐から大字大野村境まで、雨量規制による通行止めを行います。」という臨時放送が頻繁に行われます。「やれやれ、またか。」と思いながら、避けては通れない道なので、仕方なく通っていますが、いつかは石が落ちてくるのではないかと心配になります。村には迂回路が全くない集落も多いので、「道が寸断されたらどうしよう。」と不安に思っている方も多いのではないのでしょうか。崩れやすい地形なので、難しいとは思いますが、雨の心配をせずに道が通れるようになってほしいです。(H・C)

▶先月行われた、新十津川町開町120年記念式典に参列させていただきました。式典で村長が述べた祝辞に「胸に込みあげてくるものがあった」と何人もの町民から聞きました。町民の先人の苦勞を偲ぶ心。また、母村(十津川村)への想いが伝わってきました。この開町記念式典の写真を取めた物や新聞記事など、関係イベントの記録を詰めたタイムカプセルを埋め、30年後に掘りだそうと計画しているそうです。そこにこの村報「とつかわ」も一緒に入れていただけることになりました。30年後も今と変わらない関係が保たれ、両町村ともますます発展していればと願います。(R・M)

●人 口 4,162人(-13人)

男性 2,050人(-8人) / 女性 2,112人(-5人)

●世帯数 2,023世帯(-1世帯)

(平成22年7月1日現在)

**住宅用火災警報器を設置しましょう。**